

鳥取県告示第482号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年9月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年7月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学生人材バンク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中川 玄洋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湖山町南一丁目246
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、学生に対して、社会参画や地域おこしに関する事業を行い、学生の成長や地域の発展に寄与することを目的とする。その手段として、情報提供や企画運営を行い、学生にとっては経験や人脈が財産となり、地域にとっては新しい視点や行動力、人脈が財産となるよう勤める。
- 6 定款の変更事項
役員及び総会